**（参考１）宅地建物取引業法における人権関係の通知等について**

**憲　法**

第１４条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的

身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第２２条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

**建設省建設経済局不動産業課長から業界団体の長あて通知文書**

**（平成８年１月２６日付建設省経動発第８号**

　　建設省においては、従来より宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上を目指し、宅地建物取引主任者等の従業者に対する講習等を通じ、人権に関する教育・啓発に努めてきたところである。

　　しかしながら、宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の現状を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

　　こうした状況は、宅地建物取引業が住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていることに鑑みれば、誠に遺憾である。

　　もとより、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要である。

　　ついては、貴団体におかれても、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、自主的な研修会等の実施など人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、併せて加盟業者に対する周知徹底及び指導を行われたい。

**宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方**

**（平成１３年１月６日付国土交通省総動発３号　国土交通省総合政策局不動産業課長から各地方支分部局主管部長あて通達）**

【その他の留意すべき事項】

　１　宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について

　　　宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の状況を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

　　　宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、取引主任者等の従事者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある。

**宅地建物取引業法第４７条と同和地区に関する告知**

　　　次の議事録（抜粋）のとおり、平成２２年５月１８日に開催された衆議院国土交通委員会において、「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第４７条に抵触しない。」という解釈が示されています。

　　≪衆議院ホームページ国土交通委員会の会議録議事情報「第１７４回平成２２年５月１８日第２０号」掲載の国土交通大臣（前原国務大臣）答弁から抜粋≫

　　　「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法第４７条に抵触するかとの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。これは、答えを言いますと、抵触するかというのは、抵触しないわけです。そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の４７条であります・・・・」

**国土交通省土地・建設産業局不動産業課長から業界団体の長あて通知文書**

**（平成２５年７月２３日付国土動指第２６号**

　　　平成８年１月２６日付建設省経動発第８号「宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について」及び平成１３年１月６日付国土交通省総動発第３号「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」において、宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について通知を行ったところである。

　　　宅地建物取引業にはじめとする不動産業に係る人権問題の最近の状況を見ると、不動産業界において人権問題に対する意識の向上に向けた各種の取組みが行われる一方、未だ一部において人権の尊重の観点から不適切な事象が見受けられる。

　　　不動産業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていること及び人権問題の早期解決は国民的課題であることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため不動産業界として不断の努力が求められる。

　　　このため、貴協会におかれては、不動産業に従事する者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、不動産業に関わる事業者に対する周知徹底及び指導を行う等継続的な取り組みをお願いする。